

計画作成年度	令和7年度
計画主体	野辺地町

野辺地町鳥獣被害防止計画

令和8年3月9日作成

<連絡先>

担当部署名 野辺地町 産業振興課
所在地 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123-1
電話番号 0175-64-2111
FAX番号 0175-64-7510
メールアドレス nourinsuisan@town.noheji.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キツネ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	野辺地町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
カワウ	—	目撃はあるが、水産物被害の実態は把握できていない。
ツキノワグマ	—	目撃はあるが、農林業被害の実態は把握できていない。
ニホンジカ	—	目撃はあるが、農林業被害の実態は把握できていない。
ニホンザル	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
イノシシ	自給用サイレージ	販売用ではないが、自給飼料のサイレージに被害があった。
ハクビシン	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
アライグマ	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
アナグマ	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
キツネ	—	目撃はあるが、農作物被害の実態は把握できていない。
計	—	

(2) 被害の傾向

カラス	農作物等被害の実態は確認できていないが、畜産業において運営に支障をきたす事例があることから、対策を講じる必要がある。
カワウ	水産被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、水産業への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。

ツキノワグマ	農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報が急増しており、今後、農林業への被害及び人的被害の発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ニホンジカ	農林業被害等の実態は確認できていないが、町内で目撃情報が増加しており、今後、農林業への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ニホンザル	農作物等被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報が増加しており、今後、農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
イノシシ	自給飼料への食害が確認されているほか、町内で目撃情報が急増しており、今後、農林畜産業への被害及び人的被害の発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
ハクビシン	農作物等被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
アライグマ	農作物等被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報や生息痕跡があり、今後農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
アナグマ	農作物等被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があり、今後、農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。
キツネ	農作物等被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報や生息痕跡があり、今後農作物への被害発生が懸念されることから、対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
カラス	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カワウ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ツキノワグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンザル	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害金額	—	—

	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アナグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
キツネ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
合計	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシの畜産被害に対して、対象鳥獣の捕獲を依頼し、実施した。	町には捕獲に従事する青森県猟友会支部が無く、隣町にある青森県猟友会横浜支部に依頼しており、初動対応が遅くなる傾向にある。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。	防護柵の設置は、被害区域が広範囲である場合、設置及び維持管理にコストがかかる。
生息環境管理その他の取組	被害のあった農地へ、センサーカメラ及び追い払い装置を設置し、被害防止に努めた。	対応個数に限りがある。

(5) 今後の取組方針

- ・町内での捕獲対応可能なハンターを確保できるよう、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努める。
- ・鳥獣に関する知識及び被害防除策について農林畜水産業者への普及啓発を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、青森県猟友会横浜支部の協力により、農作物等被害を受けた農業者等からの要請を受け、農作物等被害の状況確認及び巡回を行い、有害鳥獣の捕獲を行う。

また、関係機関・団体と連携し、被害状況等の情報を共有する。

ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者により、射程が長く、捕獲能力の高い

ライフル銃を使用した大型獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カラス、カワウ、ツキノワグマ等、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン等、アライグマ、アナグマ、キツネ	猟友会等の関係団体と連携して、鳥獣被害防止対策の担い手となる人材の育成に努める。 対象鳥獣の捕獲については、被害の状況を見極め、より効果的な捕獲手法を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

被害防止対策を強化するため、以下のとおり設定する。

①カラス

これまで捕獲実績はないが、農作物等被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

②カワウ

これまで捕獲実績はないが、水産業への被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

③ツキノワグマ

過去5年間の捕獲実績はないが、目撃情報の増加、農林業の被害及び人的被害の発生が懸念されることから、出没時に捕獲を実施し、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づきツキノワグマの捕獲を行う。

④ニホンジカ

これまで捕獲実績はないが、目撃情報が増加しており、人的被害及び農林業被害等を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑤ニホンザル

過去に農作物被害があるため、必要最小数を捕獲する。

⑥イノシシ

これまで捕獲実績はないが、目撃情報が増加しており、人的被害及び農林業被害等を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑦ハクビシン

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農作物等被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑧アライグマ

これまで捕獲実績はないが、地域への定着や農作物等被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑨アナグマ

これまで捕獲実績はないが、農作物等被害を防ぐため、必要最小数の捕獲をする。

⑩キツネ

これまで捕獲実績はないが、農作物等被害を防ぐため、必要最小数の捕獲をする。

【過去の捕獲実績】

対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
カラス	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—
イノシシ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
キツネ	—	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カワウ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の基準による。		
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キツネ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣：カラス、カワウ	捕獲手段：銃器（ライフル銃以外の銃器）
実施期間：春～秋	実施場所：農林畜水産業被害のあった周辺において、関係団体と協議し二次被害の危険等を考慮した上で、捕獲に適した場所を設定する。
対象鳥獣：ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ	捕獲手段：わな（ツキノワグマについては箱わなに限る。以下同じ。）、銃器（ハクビシン、アライグマについては、ライフル銃以外の銃器とする。）
実施期間：通年（狩猟期間を除く）	実施場所：ツキノワグマについては第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づき、その他の鳥獣についても農林業被害等が確認され、捕獲の必要性が生じた場合には、周辺地域の環境等を考慮しながら捕獲に適した場所を設定する。
対象鳥獣：アナグマ、キツネ	捕獲手段：わな、銃器（ライフル銃以外の銃器）
実施期間：春～秋	実施場所：捕獲の必要性が生じた場合には、周辺地域の環境等を考慮しながら捕獲に適した場所を設定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者により、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用した捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項(該当なし)

対象地域	対象鳥獣
野辺地町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	なし		

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	なし		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

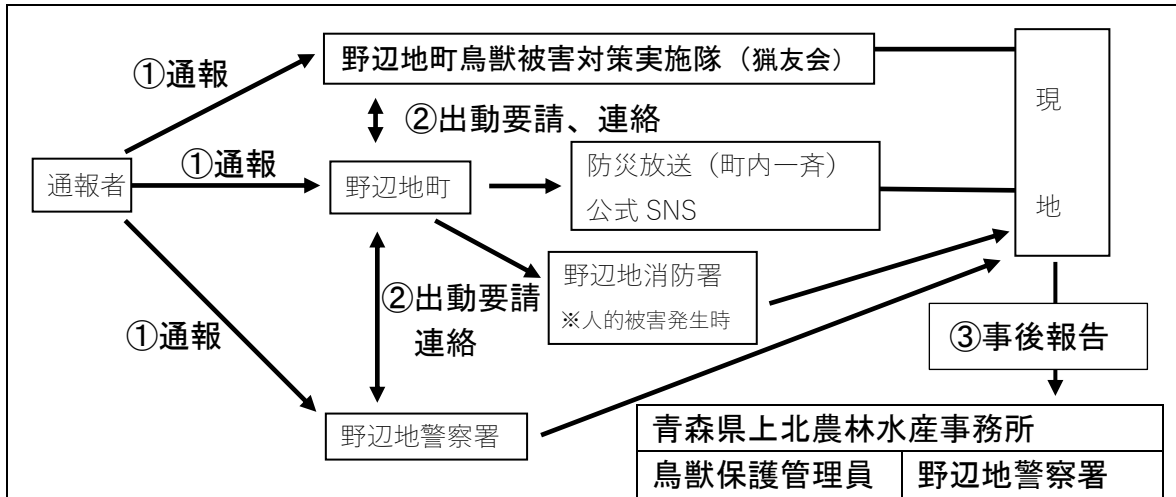
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カラス、カワウ、ツキノワグマ等、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産業被害の情報収集及び被害状況の調査 ・農林畜水産業者への鳥獣に対する知識の普及

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
野辺地町 産業振興課 防災管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認、捕獲申請手続 ・猟友会、野辺地警察署への出動要請及び連絡 ・町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供
野辺地警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・銃器等の取扱い指導、助言等
野辺地消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・町内へ一斉に防災無線を通じて情報提供 ・人的被害発生時に対応する。
青森県上北農林水産事務所 (林業振興課、農業普及振興室)	<ul style="list-style-type: none"> ・町への指導、助言、被害状況把握
野辺地町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会横浜支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現地確認、生体調査 ・捕獲対応
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣に関する指導及び助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分をする。
 なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。
 また、町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である野辺地町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
 また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。
 その他の有効な活用については困難である。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	野辺地町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
野辺地町 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の実施 野辺地警察署との連携

	・有害鳥獣捕獲業務の指導、助言
野辺地町 防災管財課	・防災無線による情報提供
野辺地消防署	・防災無線による情報提供
青森県上北農林水産事務所 (農業普及振興室・林業振興課)	・有害鳥獣捕獲の指導、助言 ・対象鳥獣関連情報の提供
野辺地警察署	・銃器等の取扱い指導、助言
ゆうき青森農業協同組合 野辺地営農センター	・農作物被害に関する情報収集
ゆうき青森農業協同組合 らくのう営農センター	・農作物被害に関する情報収集
野辺地町漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集
野辺地川漁業協同組合	・水産物被害に関する情報収集
鳥獣保護管理員	・野生動物との共存に係る助言、指導
青森県猟友会横浜支部	・有害鳥獣捕獲業務の実施 ・農業者等による被害防止対策の指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上北森林組合	・対象鳥獣の目撃や林業被害等に関する情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>野辺地町鳥獣被害対策実施隊は令和2年3月31日に設置した。 実施隊員は、青森県猟友会横浜町支部・野辺地町に所属する職員で組織する。</p> <p>別紙1 野辺地町鳥獣被害対策実施隊 体制図 参照</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

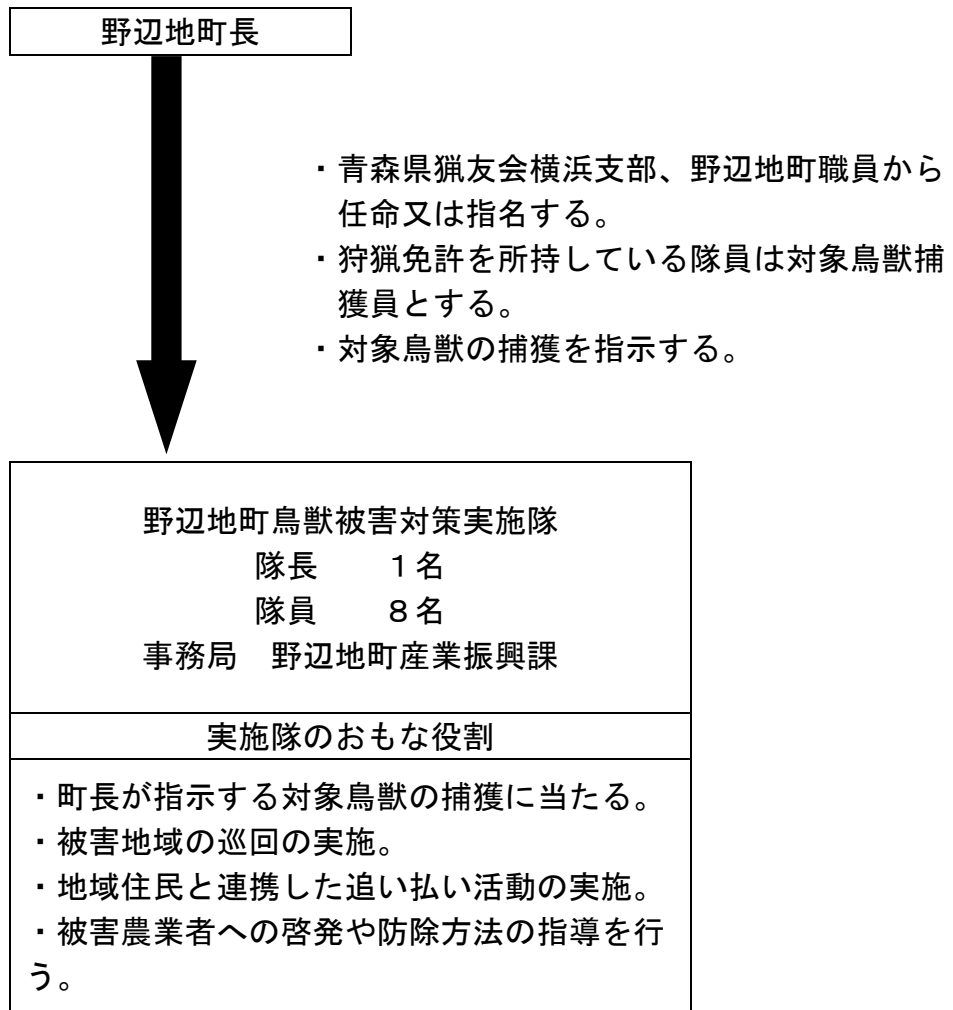
<p>鳥獣被害防止対策に関する研修会等に積極的に参加する。 また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有や対策の検討を行う。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

別紙 1

野辺地町鳥獣被害対策実施隊 体制図



※人数は令和7年3月31日現在